

社団法人日本顕微鏡学会の役員の報酬・退職金に関する内規

平成17年3月4日理事会決定

第1条 この規程は、定款第27条（役員の報酬）に関し必要な事項を定めるものである。

第2条 この法人の役員（理事および監事）は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

附則 本規程は、平成17年3月4日より施行する。